

## 添 付 資 料 4

「富士製紙協同組合焼却施設4号機設置事業環境影響評価  
方法書」に関する知事の意見及び事業者の見解



## 1. 方法書についての意見とそれに対する事業者の見解

### (1) 住民等の意見の概要と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第11条の規定に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地から意見を求めるため、環境影響評価方法書を平成24年12月27日に公告し、公告の翌日から1ヶ月間（平成24年12月28日～平成25年1月28日）縦覧を行った。

また、「静岡県環境影響評価条例」第12条の規定に基づき、平成24年12月27日～平成25年2月12日まで意見書の提出期間とし、環境影響評価方法書について環境保全の見地から意見を求めた結果、意見書の提出は無かった。

(2) 知事の意見と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第14条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

「富士製紙協同組合焼却施設4号機設置事業（焼却施設の変更の事業）に係る環境影響評価方法書」に関する知事の意見及び事業者の見解

【全般的事項】

番号	意見	見解
1	当該事業箇所は、富士山世界文化遺産の登録対象エリアに近いことから、環境影響評価の実施には特段の配慮をすること。	富士山世界文化遺産の登録対象エリアに近いことを勘案し、環境影響評価の実施に特段の配慮をします。
2	事業実施区域及びその周辺の概況の把握は、適正な評価や保全措置に大きく影響するため、慎重に調査すること。	事業実施区域及びその周辺の概況の把握は慎重に調査し、適正な評価や保全措置を行います。
3	環境影響評価項目を除外した理由は、根拠が不明瞭であるため、科学的な根拠を具体的に示すこと。	環境影響評価項目を除外した理由は科学的な根拠を具体的に示します。

【個別事項】

1. 大気質

番号	意見	見解
(1)	事業実施位置における地上気象の風向・風速の調査は、愛鷹山の地形の影響で局地的な風が吹くことが予想されるため、4季ごとに7日間の実施では、特徴を把握することは難しい。このため、季節や気候条件を考慮し、必要に応じて調査期間を延長するなどの対応を図ること。	風向・風速の調査は4季×7日間の調査を実施しますが、相関係数 $r = 0.7$ 未満の場合は調査期間を延長します。
(2)	計画施設からの排出ガスの環境影響を受けるおそれが認められる地域を、半径1.0kmの範囲としているが、最大着地濃度出現地点を約900mとした根拠が不明確であるため、設定した条件や算出式等を記載すること。また、最大着地濃度出現地点等に変更が生じる場合には、その条件で調査、予測及び評価を実施すること。	排出ガスの最大着地濃度出現地点を設定した条件や算出式等を「添付資料」に示します。 最大着地濃度出現地点等に変更が生じる場合には、その条件で調査、予測及び評価を実施します。
(3)	既施設で焼却灰の搬出時に粉じんの飛散が確認されたため、環境影響評価項目の対象とすること。	資材（廃棄物等）の搬出入について大気質（粉じん等）を環境影響評価項目の対象とします。

## 2. 水質

番号	意見	見解
(1)	<p>水環境の水質については、環境影響評価項目から除外した理由として「建屋工事等で発生した濁水は調整池へ溜め、上澄水を放流するため」としているが、汚濁源があることは事実であるため、調査、予測及び評価を実施すること。また、建屋工事等でコンクリートを扱う際、アルカリ性の排水が発生することも想定されることから、工事中の排水処理方法についてpH調整等を行うなど、具体的に記載すること。</p>	<p>建屋工事等による建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響について、水質（水の濁り）の調査、予測及び評価を実施します。</p>
(2)	<p>事業実施位置の周辺区域内の下流域に、上水道施設の「桑崎水源地」が稼働している。周辺範囲としている半径1kmの直近外側下流域に数年後には「桑崎2号水源地」が稼働予定である。造形や建屋工事等の工法によっては基礎工事・コンクリート工事施工の際、アルカリ成分が地下に浸透することで水源の汚染が予想されるため、環境要素の区分の地下水の水質について、調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>建屋工事等による建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響について、地下水（地下水の水質）の調査、予測及び評価を実施します。</p>

### 3. 景観

番号	意見	見解
—	富士山を活かしたシーニックエリア（風景の優れた地域）の形成を目標とする「富士山周辺景観形成保全行動計画」（平成 25 年 3 月静岡県策定）の趣旨を踏まえ、事業箇所が視対象の手前にあたることを認識し、富士山の眺望景観を阻害しによう、十分に配慮すること。	「富士市景観計画」の煙突類の色彩基準に基づく等、富士山の眺望景観を阻害しないよう配慮します。

### 4. 残土

番号	意見	見解
—	工事により発生する残土については、環境影響評価項目の選定又は除外した理由に、想定される残土量及び処分先について明記すること。	工事により発生する残土量及び処分先を環境影響評価項目の選定又は除外した理由に明記します。

### 5. 温室効果ガス等

番号	意見	見解
—	温室効果ガスについては、二酸化炭素だけでなく、ペーパースラッジの焼却により発生するその他の温室効果ガスについても調査、予測及び評価を実施すること。	ペーパースラッジの焼却により発生する二酸化炭素以外の温室効果ガスについても調査、予測及び評価を実施します。